

令和 5 年 4 月 総会議事録

日 時 令和 5 年 4 月 26 日 (水)
午前 9 時 00 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和5年4月26日(水)
午前9時00分開会 午前9時50分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
議案第5号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
議案第6号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
議案第7号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明について
議案第8号 非農地証明(遊休農地)について

(2) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第5号 現況証明について
報告第6号 農業委員会による最適化活動の目標の公表について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
4 番 加藤 正雄	5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸
10 番 酒井 保	11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一
13 番 高部 宏生	14 番 中野 安男	15 番 彦坂 幸
16 番 日向 勉	17 番 廣田 良二	18 番 藤城ひろみ
19 番 星野 鉄典	20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治
22 番 水野 敏久	23 番 村松 桂子	24 番 村松 史子

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名 農業企画課 3 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会令和 5 年 4 月総会を開会いたします。

近藤会長、よろしくお願いいたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

出席委員は、委員総数 24 名中 24 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 4 番加藤正雄委員、同 5 番河合孝子委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、10 日の書類説明会、農業委員による現地調査、19 日の審査

会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、賃借権設定の案件1件について、申請地の農地復元が間に合わないため4月14日に取下願の提出がありました。そのほかについては変更、取下げ等はございません。

本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号1番2番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、議長。

10日の説明会以降、農地法第4条、5条関係は取り下げ変更等はございません。

それではよろしくお願いいたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

資料1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から7番の7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第1号、1ページから2ページをご覧ください。

番号1番から7番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。
 質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」
 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑
 を打ち切ります。
 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可
 することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
 議長 異議なしと認めます。
 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。
 続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申
 請について」を議題といたします。
 番号1番の1件を上程いたします。
 内容については、事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。説明させていただきます。
 議案第2号、3ページをお願いします。
 番号1番の1件につきましては、書類説明会時にご説明したと
 おり、立地基準一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題あ
 りません。
 補足説明は次のとおりです。信用性については、特段の疑義は
 ありません。周辺農地等に係る営農条件の支障については、隣地
 承諾書の添付がある案件です。一時転用については、該当ありま
 せん。
 以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委 員 「進 行」
 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑
 を打ち切ります。
 これより採決に入ります。本案については、原案を「可」と
 して、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
 議長 異議なしと認めます。
 よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに
 決しました。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から14番までの14件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第3号、4ページから5ページをお願いします。

番号1番～14番までの14件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。信用性については、番号9番・13番・14番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番・3番～5番・7番～9番・11番・13番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号2番・6番・10番・12番・14番です。一時転用については、該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第4号「農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて」を議題といたします。

番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第4号、6ページをお願いします。

番号1番～3番については、営農型太陽光発電設備を設置する

ため令和3年10月21日付けで許可を得ておりますが、許可取得後、事業者の業績が悪化し、事業の継続が困難となったため、事業を継承し対応するものです。番号1番～3番についてパネルの配置の変更はなく周辺農地の営農への支障はないことが見込まれます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願ひます。

委員 議長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございせんか。

委員全員 議長 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして、別添資料 1-2 議案第 5 号「農用地利用集積計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

利用権設定の番号 1 番から 90 番までの 90 件を一括上程いたします。

なお、番号 2 番及び 5 番は池田会長職務代理者の同居の親族、番号 87 番は高部委員がそれぞれ申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第 5 号農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、5月1日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 18 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設

定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 90 件 199 筆 215,653.14 m²でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 2 番及び 5 番の 2 件、番号 87 番の 1 件、それ以外の案件と 3 つに分けて審議していきたいと思ひます。

まず、番号 2 番及び 5 番の 2 件を審議いたします。

池田会長職務代理者は退席してください。

〈池田会長職務代理者 退席〉

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

池田会長職務代理者は復席してください。

〈池田会長職務代理者 復席〉

議長 続きまして、番号 87 番の 1 件を審議いたします。

高部委員は退席してください。

〈高部委員 退席〉

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

高部委員は復席してください。

〈高部委員 復席〉

議長 続きます、番号2番及び5番、87番を除く87件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

小林(尚) 90番について、利用権設定者は就農2年目で当時は樹園地1ha
委員 ほど予定していたが拡大計画に変更している。実績が上がっているのか疑問。大丈夫か。

事務局 利用権設定者は認定新規就農者になられているため、後日提出された営農計画を確認の上、報告させていただきます。

小林(尚) これまでの場所が飛び地のため借りたはいいがまた荒らして
委員 しまわないか。

事務局 場所が離れているところも加味してどのような計画であるかも含めて確認し報告させていただきます。

小林(澄) 10年間借りるということだが若い方か。会社勤めから就農したと聞いている。

事務局 若い方であり去年新規就農認定され、面積拡大計画で提出されている。2年目の拡大面積の内数であるかどうか確認させていただきます。

小林(澄) 一人でやるとのことで手が回るか懸念されている旨を総会で指摘があった旨を伝えて欲しい。

事務局 承知しました。伝えさせていただきます。

議長 他に意見等はございますか。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

若干の疑義はございましたが、そのあたりは農業企画課の方で確認していただきたいと思います。

議長 続きます、同じく別添資料1-2 議案第6号「農用地利用集

積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 4 番までの 4 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第 6 号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、3 月 23 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 の 19 ページをごらんください。今回の案件につきましては、4 件 4 筆 2,905 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

議長 続きまして、資料 1 に戻り議案第 7 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第7号7ページをご覧ください。
議案第7号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
この2件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。
以上です。ご審議の程お願いします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案はさよう決しました。
続きまして議案第8号「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。
番号1番から3番の3件を一括上程いたします。
それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第8号8ページをご覧ください。
番号1番～3番の3件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。
願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。
ご審議の程、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑
を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決
して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案はさよう決しました。

議長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。
次に報告事項について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料 1、9 ページを
お願いします。
報告第 1 号の番号 1 番から 10 ページの 9 番までの 9 件、及び
11 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 13 ページ 16 番ま
での 16 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出
で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、
それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。
次に 14 ページをお願いします。
報告第 3 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、農地所
有適格法人からの報告です。
この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出
するものです。
番号 1 番から 3 番については要件を満たしていることを確認
しました。
次に 15 ページをお願いします。
報告第 4 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件については、備考欄
に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、
報告書に記載の日付で受理しました。
次に 16 ページをお願いします。
報告第 5 号の番号 1 番の 1 件については、20 年以上非農地で
あることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の
上、14 日付けで証明を行いました。

続きまして報告第6号について説明させていただきます。別添資料の1-3をご覧ください。令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明させていただきます。去る3月30日の委員全員協議会においてご承認いただきました本件について、4月末までにホームページによる公表させていただくものでございます。

報告は以上です

議長

報告事項については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前9時40分中断）

<農地銀行運営委員会議>

総会を再開いたします。（午前9時42分再開）

議長

その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前9時50分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和5年4月26日

議長
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者
(4番 加藤 正雄 委員)

議事録署名者
(5番 河合 孝子 委員)